

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)
字の区域の変更()
生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
特定計量器の定期検査の実施(商政課)
保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
中型まき網漁業に係る許可の申請期間(水産課)
県道の区域の変更(道路課)
県道の供用の開始()
- ◇正 誤 平成十一年七月十三日付鳥取県規則第五十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置(平成十一年七月二日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

気高町大字八束水字姫路二七〇六一三三三の地先

一一、二五・一・六〇平方メートル

鳥取県告示第五百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成十一年九月十日からその効力を生ずる。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称

同上の区域(平成十一年七月二日現在の地番による。)

大字八束水字姫路

大字八束水字姫路の全域

大字八束水字姫路二七〇六一三三三の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第五百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の

規定により次のとおり告示する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

(病院、診療所又は薬局)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆのはな薬局	米子市皆生新田三丁目五十一一九	平成十一年八月二日

鳥取県告示第五百八十二号

計量法（昭和四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
鳥取市	平成十一年十月十二日から平成十二年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
鳥取市	平成十一年十月十二日	午前十時から午後三時まで	鳥取市寺町一五〇 日本電信電話株式会社鳥取体育館
〃	平成十一年十月十三日	〃	〃
〃	平成十一年十月十八日	〃	鳥取市新品治一―二 中国電力株式会社鳥取支店
〃	平成十一年十月十九日	〃	鳥取市吉成三丁目一―一 鳥取市立市民体育館
〃	平成十一年十月二十日	〃	鳥取市寺町一五〇 日本電信電話株式会社鳥取体育館
〃	平成十一年十月二十一日	午前十時から正午まで	鳥取市湖山町北六丁目三三四 鳥取市立湖山地区公民館
〃	〃	午後一時三十分から午後二時三十分まで	鳥取市賀露町西四丁目一八〇六 鳥取中央漁業協同組合
〃	平成十一年十月二十七日	午前十時から午後三時まで	鳥取市秋里三九〇 鳥取県産業技術センター
〃	平成十一年十一月一日から同月三十日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第五百八十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字横手字福路五〇〇の一二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大坂字佛瀧二四三の六、字下モ林三七七の一三、三七八の七

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百八十五号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、中型まき網漁業に係る許可の申請期間を平成十一年九月十三日から同月二十七日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩 美線	変更前	岩美郡国府町大字麻生字上河原 一三五―一地先から同町大字糸 谷字中隅田一〇―二地先まで	一〇・〇、 二八・〇	一三三・一〇
	変更後		一二・六、 四三・〇	一三三・一〇

津ノ井国府線	
変更前	岩美郡国府町大字玉鉾字背戸八七―一地先から同町大字麻生字上河原一四〇―六地先まで
変更後	岩美郡国府町大字玉鉾字背戸八七―一地先から同町大字麻生字上河原一三九―二地先まで
	六・〇、一七・〇
	一五・三、三七・〇
	二二八・〇、二〇三・〇

鳥取県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十一年九月十日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	鳥取国府岩美線	区 間	供用開始の期日
	津ノ井国府線		
	岩美郡国府町大字麻生字上河原一三五―一地先から同町大字糸谷字中隅田一〇―二地先まで		平成十一年九月十日
	岩美郡国府町大字玉鉾字背戸八七―一地先から同町大字麻生字上河原一三九―二地先まで		〃

正 誤

平成十一年七月十三日公布の鳥取県規則第五十四号（鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則）中次の箇所（誤り）があったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 四 同号5 同号6

〃 〃 五 同号7 同号8